

保護者様

西宮市教育委員会

教育課程の確実な実施に向けての授業時数の確保について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本市の教育に、ご理解・ご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、小学校は令和2年度（2020年度）から、中学校は令和3年度（2021年度）から、新学習指導要領が全面実施となります。新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。すなわち、これからの教育の在り方として、学校、家庭、地域が協働し、子供の育ちと学びに関わり、より良い学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成していくことが求められています。

また、今回の学習指導要領の改訂により、授業時数については、小学校では、外国語活動の早期化や教科化に伴い、3年から6年生までが、現行の学習指導要領より年間35時間ずつ増加します。一方、教育活動を取り巻く状況として、近年の警報発令等による臨時休校日の増加等もあり、授業時数の確保が難しい現状があります。加えて、近年の勤務実態調査の分析結果等から、教員の厳しい勤務の実態が改めて明らかとなり、働き方の改革が喫緊の課題となっています。

このような中で、適正な教育課程を編成し、西宮教育を実現させるために、授業時数の確保、及び、持続可能な学校運営の継承の視点から、市全体の取組みを行うことが必要であると考えています。そこで、西宮市立の小学校及び中学校では、下記に示す内容を実施し、学習指導要領に基づく教育課程の効率的で円滑な運用について、今後も、効果的な取組みの検討を重ねてまいります。

については、下記に示す内容を実施することをお知らせいたします。今後も、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を基本理念として展開する本市の教育に、ご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 実施内容

- (1) 全市的な行事、市教育委員会主催の担当者会や各種研修会を見直し、精選を図る
- (2) 長期休業日の短縮を試行的に実施する

①期 間 令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）

②対象校種 小学校、中学校

③内 容 ・夏季休業日の最終2日間の短縮
・3学期の始業を1月7日とする

④平成31年度（2019年度）以降の夏季休業中の授業日及び3学期の始業式の日程の予定

<平成31年1月31日現在>

年 度	夏季休業中の授業日	3学期始業式
【参考】平成31年度（2019年度）	なし	1月7日（火）
令和2年度（2020年度）	8月28日（金）、31日（月）	1月7日（木）
令和3年度（2021年度）	8月30日（月）、31日（火）	1月7日（金）
令和4年度（2022年度）	8月30日（火）、31日（水）	1月10日（火）

2 補足

令和3年度（2021年度）に教育課程検討委員会を設置し、令和2年度（2020年度）の実施状況を検証し、令和5年度（2023年度）以降の取組みを決定する。長期休業日の短縮日数や時期等についても、夏季の暑さ対策なども踏まえた上で、検討を継続する。



西宮市教育委員会 学校教育課
〒662-8567
西宮市六湛寺町3番1号市役所東館7F
電話 0798(35)3857